

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会
第3回会合

日時：平成18年2月23日（木）
場所：中央合同庁舎第2号館4階 401会議室
低層棟 1階 共用会議室4

第3回「武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会」議事録

平成18年2月23日(木)

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会を開催いたします。

廣井座長よろしくお願ひいたします。

廣井座長

今回は第3回ということですが、事務局からこの検討会の報告書の素案が出ますので、これを中心に議論を行っていただきたいと思います。場合によりまして、余り異論というか議論がなければ、最終的には4回の検討会を予定していたのですが、今回で検討会を最終回としたいという旨を事務局から伺っております。

それでは、開催に際しまして、委員の変更、出席者の状況を事務局より一括してお願ひいたします。

事務局

検討会委員の警察庁の五十嵐委員が御異動となりましたので、後任の青木警備企画課長に本検討会の委員となっていただくことになりました。

また、前回、梶委員より外国からの安否照会についての御質問がございましたので、本日御説明する検討会報告書素案でその点について盛り込んでおります。そのため、現在オブザーバーとして御参加いただいております日本赤十字社の中田様に検討会委員になっていただきたいと考えております。

出席につきましては、本日、堀部委員が所用のため御欠席されております。また、厚労省の赤澤委員、兵庫県災害医療センターの中山委員におかれましては、御出席されませんが、若干おくれられるとのことでございます。その他の委員につきましては、皆さん御出席されておまして、新潟県の飯沼委員の代理で田村様が御出席されてございます。以上、本日、委員19名のうち、出席者は18名となっております。

廣井座長

今の委員の変更について、御了承いただけますでしょうか。

(「はい」の声あり)

廣井座長

それでは、議事を進めたいと思います。先ほども申しましたように、今回は、これまでの議論を踏まえて事務局でつくった報告書の素案について説明をいただいた上で議論を進めたいと考えております。では、大体30分くらいで説明をお願いいたします。よろしくお願ひします。

事務局

それでは、報告書の素案について御説明させていただきます。お手元の資料に沿って説明させていただきます。

資料の1ページと2ページにおきましては、前回御質問いただきました論点について事務局の方で検討してきたものでございます。外国人からの照会や入力作業についてボランティアとか民間企業等を活用できないかという論点でございますが、これらも踏まえまして報告書を作成しておりますので、報告書の素案を説明する中で同じ論点が出てまいりますので、その中の説明で御説明にかえさせていただきたいと存じます。つきましては、資料3の報告書素案の概要をごらんいただきたいと存じます。報告書本体は資料4で18ページのものでございますが、非常に長いので、この概要版に沿って説明をさせていただく中で個々の論点についても御説明申し上げたいと存じます。資料3をごらんください。

資料3の1番から御説明申し上げます。まず、基本的な考え方をしっかり踏まえるということで、法制度の基本的な考え方としまして、今回の安否情報事務については、ジュネーブ条約を背景として、家族がその近親者の運命を知る権利を満たすということが大前提として法制度がつくられたものであるということを書いております。

そのために用意された制度としまして、照会に対する回答という制度が用意された。

一方、その回答の際には、個人の情報の保護に十分留意するという条文の規定も書いてございます。

そして、法律上、公表という規定はございませんが、あえて公表について法制度上位置づけますと、個人情報保護法や個人情報保護条例に基づき、それぞれの法律・条令の所管の団体が個別の判断で対応していくことになるという基本的な考え方を書いてございます。

続きまして2番目といたしまして、今回行う安否情報事務と民間のサービスとかこれまでの安否情報事務との役割分担はどうなるのかという点でございます。まず、一番最初に書いておりますが、行政側は国民保護措置の一環として安否情報事務をやるので、まずは国民の生命を守る仕事を優先する。避難・救援がまずは優先する。また、そのためマンパワー上の限界もある。また、それらのことがあるがゆえに、回答できるような体制が構築されるまで若干時間を要するという難点もございます。したがって、すべて行政側で実施するというよりは、これまでのように民間事業者や警察、病院などの既存の安否情報提供システムとの協力が不可欠であるというふうに大前提を書いております。

その上で、議論をわかりやすくするために、安情報と否情報に分けて、以下議論をさせていただいております。安情報、すなわち避難住民等の情報については、基本的には携帯電話や民間事業者がこれまでどおり中心的役割を担うでしょう。

否情報につきましては、これまでは警察や病院が基本的に対応してきて、それなりの提供がなされてきた。相当有効に機能してきたということを書いております。したがって、これまでのように民間事業者や警察、医療機関、地方公共団体がそれぞれのメディアを活用して安否情報の提供をやってきたことについて、これとの適切な役割分担を踏まえて、これらの重要な役割をしっかりと認識すべきだろうと書いております。

その上で今回の国民保護法に基づく安否回答事務につきましては、これらのサービスに加えまして、法律の立法趣旨である家族の知る権利を満たすため、より手厚く、+の措置として、既存のスキームから漏れた人たちにも安否回答を可能にするように設けられた仕組みというふうに位置づけたいと考えてございます。

3番目としまして、その具体的な運用の方法といたしまして、安否情報システムとい

うものを今回つくることにした。大体運用は19年度より開始する予定となっております。これによりまして、同一の安否情報を全地方公共団体で共有することが可能になり、国民がどの地方公共団体に安否情報の照会をしても回答していただけるような仕組みが可能となるというものでございます。

しかしながら、そのようなシステムをつくるに当たっては、情報セキュリティ対策を万全に講じなくてはならないというふうに書いてございます。

続きまして4番目ですが、システムとか理論をしっかりしても、情報収集がきちんできなければ何も制度が機能しませんので、重点的に書いてございます。情報収集につきましては、避難住民については避難施設、負傷者は病院、死者は警察から情報収集することを考えている。その際、どのように具体的に現場において情報収集するかについては、具体的な方法をできる限りこれから事前に各地域で協議して、各地域の実情に合ったやり方を決めておいていただくことが適当と書いてございます。これにつきましては、今後18年度は全国の市町村で国民保護計画をつくるに当たっての協議会とか議論とかが必ずなされることになっておりますので、それが最もふさわしい場と思われませんが、そういう場面を生かしていただいて、具体的な方法をこれから決めていただきたいというふうに考えてございます。

続きまして入力について、これは地方自治体から多くの意見があるところでございますが、マンパワーが不足するので、何とかいろいろなマンパワー対策を考えなくてはならないという声を多くいただいていることを反映いたしまして、今回考えてきた案でございますが、入力等に関して、企業や災害ボランティアによる協力等を活用できないかというようなやり方でございます。

まず、企業の職員を活用するやり方につきましては、資料の47ページをごらんいただきたいと存じます。大きな企業数社には確認をとった上でこの資料を作成しておりますが、企業の職員に、あらかじめ総務省の方で事前に守秘義務等を結んだ具体的な業務内容を決めた契約のひな形みたいなものを作成しておいて、話し合いをしておき、企業に事前登録をしておいていただいて、実際に事態が発生した場合には、おおむね半日以内くらいを一つの目安として、多い場合には100人くらい、現地が望む場合には現地に派遣していただく。そして、現地において、入力専門のキーパンチャーとして入力をしていただく、実際の契約は地方公共団体と企業との間で結んでいただき、その必要支弁につきましては、最終的な負担は国民保護法168条に基づき国が全額負担をするというスキームがとれるだろうということで、このような仕組みで入力のマンパワー不足を補うというやり方も一つあるかと思えます。これは現地が望めばということですが、あるかと考えているところでございます。

ただ、これをやったとしてもまだ限界がございますので、もう一つの方法として考えておりますのが、先ほどの概要ペーパーに戻っていただきまして、災害ボランティアとか避難住民に御協力いただくことはできないかというふうに考えてございます。これにつきましては、避難所における避難者名簿というのは、従来の災害時も、物資の調達や残留者確認の観点から普通の避難所だと大抵つくるといってもございますので、そういう自分たちの共助の中の避難所運営の一環として、避難所の名簿をつくる一環として安否情報の入力などにつきましては、避難所に集まっている避難民の方々で協力して入力する方法はないかということをお考えた末でのことでございます。方法論といたしましては、個人情報を取扱うこともございまして、望ましくは事前に契約を結んでおいていた

だいて、個人情報を取り扱うので守秘義務をきちんと守るといふ、宣誓を守るような一筆をいただいておりますが、そういう登録をされた方々に事態当日に入力をしていただくということが最も適当ではございますが、そういう事前登録者が間に合わない場合には、事態が起きた当日において、そのような守秘義務のことをよく説明した上で一筆をとるといふ作業も必要なのかなといふふうに考えているところでございます。以上のように入力等に関しましては、企業や避難民等の活用も記述させていただいております。

最後に、応援協定や要請を活用しといふふうにご記入をしておりますが、国民保護法上もこのような規定が用意されておまして、近隣の地方公共団体の公務員を集めるというスキームもございます。このように災害ボランティアや企業の方を集めても、やはり公務員でしかなし得ない作業も、安否情報、個人情報を扱うものにつきましてはどうしてもあるかなといふことで、公務員を集めるこういうスキームも積極的に活用していくといふことを書いてございます。

続きまして、5番目として回答方法について記述させていただいております。これは、前回も簡単に御説明申し上げましたが、今回、多少しっかりと検討いたしまして持ってきた案が一番最初に書いてございまして、行政が保有する情報であるかどうかのみについて、本人確認を要せずインターネットにより氏名検索を可能とするスキームでございますが、これは資料の48ページをごらんいただきたいと思います。一番最後のページを見ていただきますと、国民向けインターネット検索システムとございまして、これにつきましては、行政側が集めた情報かどうか、すなわち行政が集めた情報ということ、避難所にいる方、病院の負傷者、死者の三つのカテゴリーのうち行政が持てる情報かどうか、行政が持てる情報かどうかについては、本人確認なしに国民がインターネットによって、例えばこのように「消防太郎」と入れて検索を押せば、行政保有情報であるかどうかだけお答えできる、インターネットで直ちにわかるという仕組みでございます。これについては、個人を特定する情報の回答はしておりませんで、行政保有情報かどうかだけの回答ですので、個人情報保護法や条例上も問題はないだろうといふふうに考えております。これで「有」のところをチェックされた方につきましては、役場に行ってください、もしくは役場に電話をしていただいて、さらに情報を検索される、照会されるでしょうし、「無」に該当される方は、これ以上は行政側に照会しても情報がないので、民間サービス等に照会される等のことが予想されます。このようなやり方をするならば、24時間の対応もある程度は可能ですし、行政側への照会件数もある程度抑制できるし、国民のニーズもある程度満たすことができるかなといふことで、このようなスキームを考えております。

前回、これにつきまして、システムがパンクしないよう留意しなくてはならないといふコメントもいただいておりますので、業者とも相談しまして、大体、阪神大震災規模くらいのところの避難民が生じたケースにおいても対応できるくらいのシステムは構築できる見込みがほぼ立っているところでございます。システムダウンをしないよう今後も留意をして検討を重ねたいといふふうに考えております。

以上が、照会方式の一つの工夫方式として、このような方式を考えているところでございます。

先ほどの概要ペーパーに戻っていただきまして、「5回 答方法」の二つ目の丸をごらんいただきたいと思います。今のような行政保有情報の照会を行った上で、さらに役場

に照会をしてくるケースにおきまして、どのような回答方法を行うかということを書いております。まず、そのような一般的な役場に対する照会につきましては、個人情報保護にも留意しなくてはならないという条文の規定にかんがみますと、照会者の本人確認を実施せざるを得ないだろうというふうに考えております。照会者の本人確認を実施するに当たりましては、窓口で実施するのが最も確実ですので、原則は窓口とする。ただし、電話による照会も可能とし、電話で照会されてきた方に関しましては、4情報、すなわち住所、氏名、性別、生年月日の4情報を、住所地所在市町村に役場間で連絡をとっていただいて、4情報の合致をもって本人確認をとるという方式をやらざるを得ないかというふうに考えております。それにつきましては若干時間を要しますので、照会者に対しましては、役場窓口に来ていただきましたら直ちにお答えできますが、役場窓口ではなくて電話の方式を利便性からとる場合には、若干回答に時間を要するかもしれませんということをしかり周知しておく必要があるのかなというふうに考えてございます。

三つ目の丸でございますが、まずは、家族の知る権利を満たすという立法趣旨にかんがみまして、照会者が被照会者の親族や知人の場合にどのような回答を行うかということについては、立法趣旨も踏まえまして、被照会者が積極的に不同意の場合、答えてほしくないと言っている場合を除きまして、基本的にはお答えするというのを考えております。また、親族、知人についても、厳密に言いますと実質審査で戸籍等で親族を確認するのがいいのですが、オペレーションの実効性を考えますと、書面による形式確認をすることで仕方ないかなというふうに考えてございます。また、この場合に、被照会者が意識不明者等の場合につきましては、公益上の必要性を踏まえまして、本人が意識不明者の場合は積極的に不同意等の意思表示をすることができませんが、このような意思表示がなくても、意識不明者等につきましては、公益上の必要性を踏まえまして、原則としてお答えするというのでいいのではないかと考えております。

続きまして、これによってある程度立法趣旨が満たされるということになりますが、その上で、一応、家族以外の方からも照会があり得ますので、その場合にどうするかということを書いております。親族、知人以外の方から照会があった場合にどうするか。これにつきましては、原則に戻りまして、被照会者が同意している場合には回答することにならざるを得ないかなというふうに考えております。

最後に、さらに積極的に公表を希望する方も世の中にはいらっしゃるでしょうから、そのような方々の意思も表明できるように欄を設けておきまして、公表を希望される方につきましては、ホームページや報道提供により広く国民に情報提供していこうというふうに考えております。以上が回答でございます。

6番目に、外国人に係る回答について書いてございます。まず、被災者が外国人の場合にどうなるかということにつきましては、国民保護法の96条に、外国人が被災者の場合の回答は、日本赤十字社が行うというふうに規定されてございます。したがって、原則といたしましては、日本赤十字社が消防庁が保有する情報を外国人部分について共有しまして、それをもとにお答えすることになります。

それから、日系企業、海外にいる日本人ですが、在外邦人が日本国内の方に関して照会する場合はどうなるか。これにつきましては、窓口に来ていただくことは不可能ですので、電話やメール、ファックスにより、国内の方が電話、メール、ファックスで照会するのと同じように、先ほど申し上げました4情報の確認、在外邦人は基本的に日本国

内に住民票を持たれていますので、4情報の確認ということは同じくできます。したがって、同じようなやり方で、電話等で4情報を言っていたら、4情報の住所地市町村での確認をもって本人確認がとれるというスキームがとれますので、こういうやり方でやればよろしいのかなというふうに考えております。

なお、もう1点、日本国内の外国人の方、これが前回、梶委員から御指摘があった御質問だろうと思いますが、日本国内の外国人の方が照会してきた場合にどうなるのか。これにつきまして、日本国内の外国人の方は住民票をお持ちでないで、基本的には役場の窓口に来ていただいて、パスポートとかアイデンティフィケーションを見せていただいて、本人確認をとっていただければ、そこでお答えできるということで、日本人の原則的な回答の方法と同じようなやり方で可能だろうと思いますので、特段の支障はないかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、7番目、対外的公表について記述させていただいております。対外的公表につきましては、冒頭のとおり、回答主体の各地方団体の個別の条例解釈が必要となります。

一方で、本検討会の議論でもございましたが、統一的な運用の必要性も大きいということで、こういうことができるよう、今後の大きな課題として、こういう統一的な運用の必要性も高いということを提言させていただいております。

対外的公表を考えていくに当たりましては、その際、例えば極めて大規模な武力攻撃災害が生じて、今回考えていたシステムが全く機能しないような状態になって、国民の方々が安否確認がとれないような状況になっている場合とか、厚労省のガイドラインに従いまして、意識不明者で家族とも全然連絡がとれないような場合におきましては、公表の必要性も高いのではないかと提言させていただいております。

それから、前回の議論でもございましたが、公表主体は、だれが公表主体となり得るのかという議論でございます。すなわち、今回安否情報システムという画期的なシステムをつくりまして、全国の全地方公共団体が同じ情報を共有できるようになりました。そうしますと、全2,000の自治体が、情報を持っているがゆえに公表主体となり得ます。そうすると、公表判断を各自治体の判断にするというのはいいですが、2,000の判断がばらばらになったら困るのではないかと提言させていただいております。この論点があるかと思っております。これにつきましては、原点に戻りますと、そもそも安否情報システムで全自治体が情報を共有することを可能にした趣旨は、安否照会に対して回答ができるようにということがそもそもの趣旨であったわけなので、公表主体を、被災地から遠く離れた団体にまで公表主体となり得るということを可能にするために安否情報システムを導入したわけでもございませんので、この点については、安否情報システムの情報共有は、あくまで照会に対する回答に活用していただく。公表につきましては、安否情報システムがない状態と同じような運用としまして、情報を収集した被災地において公表するかどうかを判断していただくという原則に戻って、そのような運用にすればよろしいのではないかと提言させていただきます。

なお、以上の今回つくりましたいろいろな仕組みによりまして、確認的に重要な留意事項を最後に書かせていただいております。今回の国民保護法に基づく安否情報のこのようなスキームを導入した後においても、警察や病院、民間サービスという従来の情報提供の仕組みに制限を加える趣旨ではないということについて、十分な留意が必要ということを重ね重ね報告書の本文においても何度も書かせていただいておりますが、これ

を書いてございます。

最後に8番目、その他といたしまして、いろいろ新しい制度を導入しておりますので、マニュアルの作成、研修会、訓練の実施等いろいろなことをやりまして、全地方団体にこの運用の定着を図ることが極めて重要だろうというふうに考えております。

もう1点、地方団体にも意見照会をしているわけですが、多くの団体から財政効率のことも考えて、自然災害や事故においても活用したいという声が非常に多く寄せられてございます。この点について、どのように考えるのかということにつきまして、システムの有効性を踏まえて、基本的には個別の地方公共団体の判断になるでしょうが、活用することについても十分検討される必要があるというふうに書いております。また、情報共有方式についても、これは地方公共団体間での事務協力の話し合いの結果だと思えますが、そういう余地もあるだろうというふうに書いているところでございます。

以上、はしょって説明させていただきましたが、大まかな概要は以上でございます。御審議をよろしくお願いいたします。

廣井座長

資料4の方は、この概要を詳しく書いたということですね。概要が骨の部分で、これについて今回は議論をいただくという話でよろしいですね。

事務局

報告書素案と概要、特に報告書素案が報告書の大もとになりますが、ただ、こちらは18ページもあって短時間で全部説明し切れないうし、事前に見ていただいていると思いますので、説明の都合上、概要をもって説明させていただきました。

廣井座長

それでは、各委員から御意見をいただきたいと思いますが、藤原先生が学務上の関係で途中退席されるということですので、藤原先生から御意見をお願いいたします。

藤原委員

それでは、2点ほど確認というか御質問をさせていただきます。全体としてよくまとまってきたなと思いますが、今の御説明の2ページ、民間派遣業者、ボランティアの活用のところですが、仕組みとしてはこれで結構だと思いますが、記述ですが、下から三つ目の丸で、「ボランティア団体はほとんどが、法人格を持たない社団又は財団であり」と書いてあるのですが、この前提として少し教えてほしいのですけれども、そもそもNPOの法律は、ここのところを解消するためにできた法律なので、そういう意味で誤解を与えないかなと思ひまして、NPO法人のを通したのは、こういうことで責任とか代表管理の関係等を明確にするためですので、そうすると、ボランティア団体でNPO法人として認定されているものであれば、こういうことではないはずではないか。そのところ、実態はどうなのかわからないのですが、記述としては誤解を招くのかなと思ったという点が一つです。それに関して、個人情報との関係での守秘は、の可能性も考える必要があるという事務局の御説明はそのとおりだと思います。

もう一つは、概要の4の「関係機関の協力等」のところでございますけれども、入力等に際しては、企業や災害ボランティアによる協力等を考えるというところで、これも

わかるのですけれども、私は、中心は事務局が御説明になったうちの後ろの方の、災害者の共助という考え方を示されたのですけれども、そちらの方がいいのかなと思っています。それは、自然災害とか事故のときには、最後に事務局がお話しになったとおり、このシステムはきっと威力をそちらの方でも発揮すると思いますが、タイトルの武力災害等と言ってしまいますと、一過性のものではないはずなので、一発ロケットが飛んできて、それで終わってしまった段階なのか、またしばらくたって、武力事態等ですから、また何か事故が起こるかもしれないというときには、治安をあずかる方としては、民間の方が大量に、アクセスできるかどうかわかりませんが、アクセスできるとしても、民間の企業の方が大量に50人、100人単位でそういう場所に来られても、武力事態等では困るのではないかという気がしまして、そのところだけ気づきましたので申し上げておきます。

中川委員

今の関連ですが、要旨ではなく、案の方の13、14ページをごらんになっていただくと、この辺、事前に事務局の方とお話しをして、こういう意見にさせていただいたのですけれども、今おっしゃったように、実はここの本文では、余りボランティアと書いていなくて、「平時より、地域の自治会や自主防災組織、ボランティア、NPO、学校PTA、避難所」等々というふうに、まさに住民の自助、共助ですよという書き方をされているので、その部分は資料2とか資料3の要約のところに反映されていないというのが、今、藤原委員が御指摘になったのではないかと思います。具体的に言いますと、資料2の五つ目の丸ですが、災害ボランティア団体ということになると、まさに今、藤原さんがおっしゃった話になるので、ここはもっと住民団体とか、そういう部分がもう少しはっきり出た方がいいのではないかと。災害ボランティアという書き方をすると、また特定の人たちだけのようになってしまって、「うちは普通のボランティアですけども、災害ボランティアではありません」みたいな団体がいっぱいあるわけですから、そういう方にも多分地域で活動していただかなければいけないと思いますので、あえてそういう名称は省いてもいいのではないかと。ここはそういう書きぶりにすれば、今の藤原委員のお話は問題がなくなるのではないかと思います。下の方のボランティアの活用というところも、住民らのボランティアという書き方をすれば、まさに本文の方に書いてある趣旨にもなると思いますし、それから、4の「関係機関の協力等」のところも、企業や災害ボランティアとありますけれども、この辺、多分当初案が残ってしまったのだと思いますけれども、まさに住民らの共助みたいな部分の中の一環としてのボランティアの活動というふうに読めるような書き方をすればよろしいのではないかと。後ろの報告書素案と同じような流れでまとめていただければ、多分、今の藤原委員の前段の部分のことについてはよいのではないかと思います。よろしいでしょうか。

廣井座長

そうすると、安否情報の入力等々については、災害ボランティアだけでなく、いろいろなボランティアの協力が可能であるということですか。

中川委員

まず、避難所の運営を地元ベースで、自治会とか町内会、学校とかPTAという形で協力してやろうという話をふだん検討されている場が結構出てきていますから、そういうところで、何かあったらどうするのかという話の一環としてこの登録をやる。それを事前に、できればお話し合いをしておいて、「では、担当をこうしましょう、何とか担当の方はこれをお願いします」、みたいな形までできていればいいですし、できていなければ、その当日に、「この担当をお願いします、じゃ、これに一筆書いておいてくださいね」、みたいな形の運用をすれば、現実には避難所の名簿とこれが運用として流れるのではないかというイメージを持っていました。

藤原委員

私も、本文の方はそれで結構だと思いますが、表現の問題として、申し上げた趣旨は、2ページの下から四つ目のポツが、「現状、相当数の日本赤十字社やNPOなど災害ボランティア団体が」と書いてあって、その下が、今度は逆のように読めることが書いてあるので、そのように申し上げたまでです。

廣井座長

その辺は、何かありますか。

青木（信）委員

藤原委員が言われた最初の点に関して、法人格を持っている者も確かにNPO法人の中にあるのですけれども、持っていない者もあるので、持っていない場合の法的責任の問題もあるので、守秘義務の契約の話ということに関して、ちょうど藤原委員のニュアンスを入れたような表現に少し書きかえたいと思います。およそ法人格をみんな持っていないというよりは、「持っていない者もまだまだかなりあるということなので」というような表現に変えさせていただきたいと思います。

廣井座長

わかりました。ほかにいかがでしょうか。

梶委員

外国人のところですが、資料1の(2)のところ、外国人が日本国内にいて日本人の照会をする場合はいいのですけれども、外国にいる外国人が日本の友達の安否を尋ねたい場合、これはどうなるのでしょうか。その点が抜けているのですよね。

事務局

その点は、おっしゃるとおりですが、在外公館経由でやるのが一番いいかなと思って、いろいろ関係省庁と調整してきたのですが、今、さらなる検討が必要ということで、本日はまだ検討途中でありますので、いろいろな方式について今後も検討していきたいと思えます。

廣井座長

では、今回が最後になるとしたら、そこも含めて解決しておかなければいけない、最

終的には。

ほかにかがでしょうか。

中田委員

赤十字の中田でございます。今御指摘を受けた点ですが、まさにこの点は、法律上、外国人の安否調査については日本赤十字社が担当することになっております。一応、国際赤十字では、既にスマトラの津波の際にインターネットを使つてのファミリーリンクというものを開設致しました。その後、アメリカのハリケーン災害の時には、アメリカ赤十字がインターネットで安否の照会を行って、スマトラでのシステムとは少し違いますが、23万人くらいの方々がそこに登録をして、こういう人を探してほしい、あるいは自分が今どこにいるというような情報を入力してもらって、それに対し災害の当初では120万件くらいアクセスが世界中から来たということがありました。日本赤十字社としても、もしそういう形で早い段階でのインターネットを駆使してのシステムが構築できれば、これは本当に大いに現在の安否調査システムが改善すると思うのですが、国際的には紛争時における安否調査というのは、やはり時間が非常にかかるものであります。国が分断されている、あるいは難民が発生している状態であるというようなものが世界中から赤十字国際委員会の中央安否調査部に集中して寄せられ、日本赤十字社のような各国赤十字と協力をして調査活動を行いますので、やはり1件当たり少なくとも2～3カ月、あるいは場合によっては数年かかるという動きでございます。したがって、そういった言わばマニュアルでの紛争時における安否調査活動と、こういった本当に発災時の電話やインターネットでの即座の国内における安否の照会への対応というのは、全く新しい検討が赤十字の世界でも必要だということで、同じようにこちらでも消防庁、あるいは外務省とも相談をしながら、別の課題としてやるように今のところ考えております。

廣井座長

ありがとうございました。

梶委員

在外公館が、全く私は知りませんというわけにはいかないのではないかと思いますね。外国人からの照会に対しても、そこにいる邦人からの照会に対しても。この邦人は、とにかく日本に直接電話しなさいと、こう言っているわけですがけれども、それが通じなかったら、やはり我々は大使館へ行きますから、それで大使館で、うちは一切やりませんというふうには、なかなかいかないのではないのでしょうかね。ぜひその辺は御検討いただきたいと思います。

中田委員

それについては、これはまだ非公式な内々に聞いた話では、外務省の中でも在京大使館の扱いについては、儀典官室が窓口になるとか、そういう中での相談は始めているようですが、こちらの懸念に比べると、まだそこまで有事を想定しての安否情報というところが大きな課題になっていないような感じを受けました。

廣井座長

ありがとうございました。
ほかにいかがでしょうか。

南委員

尼崎市の南でございます。今の外国人の関係にしまして、中田委員の方からも御説明があったのですが、お伺いしたいのですけれども、被災者が外国人の場合、特に関西地方、尼崎も大阪もそうですが、いわゆる在日で日本国籍を持たない永住権をお持ちの方が非常に多くございまして、本市でも、人口45万人程度ですけれども、1万人以上の方がお住みになっておられます。当然法律の規定でも、赤十字社さんの役割とか、ある程度明確にされておまして、その部分を別にどうこうというわけではないのですが、実態といたしまして、市内での問い合わせでも、国籍のない方に対して国籍のない方というケースが発生しようかというふうに考えております。当然、住民ということで、その辺は国籍のあるなしにかかわらず同様のサービスなり窓口提供を今までずっとやっておりますので、お伺いしたいのは、例えば赤十字社さんの窓口ということであれば、窓口へ行ってもらうのが一番いいという話もありましたけれども、例えば都道府県単位でいいますと、もし設けられるとしたら何カ所くらいそういう窓口を、まずお伺いしたいと思っているのですけれども。

中田委員

それは、まさに我々もお伺いしているところでありまして、幾つか外国人の定義とか、幾つかの問題点で、まだすり合わせが必要な部分ではないかと思えます。つまり国籍の特定というような問題とか、外国人であれば自動的に日赤が対応する、ところが外国人からの問い合わせは全部日赤に来るわけではないのですね。つまり外国人からの問い合わせも、一時的に色々なところで受けて、その中ですみ分けで外国人についてはこちらに回ってくるとは思うのですが、ただ、その辺が、恐らく政府あるいは地方公共団体においても、「外国人からの照会」に対してはどうしようかということまでは、まだ恐らく準備されていないのではないかと思います。我々にとっても、本当にそれがどういう形で、全部電話で来るのか、ファックスで来るのか、あるいはインターネットで来るのかというような中で、外国人のサークルを通じて来るのか、あるいは在京の大使館経由で来るのか、つまり照会の仕方もかなり想定を超え得る事態があるということもあります。まだ具体的に我々の中で、各都道府県には日赤の支部がございまして、そちらとのリンクも、今消防庁さんとのリンクをつなげながら機能するようにという計画ではいるのですが、例えば尼崎でこういうものが来て、どこに連絡をしたらいいかというときには、外国からの照会は自動的に日赤に聞けばいいというような形で単純に全部支部が対応できるかという、やはり語学力の問題等もございまして、ですから、まだその辺はこちらとしても、この検討会の結果なども踏まえながら社内で進めていかなければいけないということではあります。

廣井座長

この法律に書かれている赤十字社が責任を持つ外国人は、例えば短期滞在者とか観光客とか、そういう方だけではなくて、何十年も住んでいる在日の外国人も日本赤十字社

が責任を持つということになっているのですか。

中田委員

ですから、その辺の国籍の問題で、既に日本国籍を取っておられる、あるいは帰化されている方、そういう方が多いわけですが、そういった方々については、私どもの所管ではないということになるわけです。しかし、なかなかそれが現場レベルでは、本当にどういう国籍なのか。その登録するフォーマットの中に国籍を書く欄がございますので、そこを見て恐らく仕分けがなされるのではないかと思います。いわゆる「在日」の方々は本当に歴史的にかなり慎重な取り扱いをしなければなりません。北朝鮮、朝鮮民主主義人民共和国の連絡についても、我々も安否調査を北朝鮮からも受けておりますが、全世界からの照会が年間400件くらいの内の8割近くが北朝鮮からの照会なんです。それが在日の方々への照会で、基本的には、第一義的には法務省の入国管理局などで外国人登録を当たったり、それがだめであれば各支部を通じて探すという形で、結構長い時間をかけて照会をいたします。その1件1件も中には40～50年ぶりに問い合わせてくるなんていうケースもございますので、ですから、その問題は我々にとっても大きな検討課題になると思います。

南委員

その点はよく理解しているのですが、私がお尋ねした趣旨は、被災者が在日の方、要するに避難所に行った人の安も、特に否ですが、けがをされて、しゃべれなくなって病院にいる。何とか情報は聞いたけれども、国籍を聞いたら韓国籍だと。当然、外国人登録をされておられますから、永住権をお持ちとか、確認できますけれども、その情報がきっと赤十字さんにも行くだらう。例えば、この書きぶりでいいですよ、窓口で、「赤十字さんに聞いてくれ」なんて、きっと言えないと思うのです。身内の方が、「うちのおやじがどこかに行ってわからないんだけど」と、例えば役所の窓口に来られたときにですね。だから、被災者が外国人であるときに、赤十字社さんが基本的にベースとして対応していただくのは非常にありがたいし、ケースとして、先ほど言った外国からの問い合わせがあったら、自治体ではとても対応できない話ですから、基本はそれでいいと思いますけれども、そのフォローと申しますか、これは地域によって相当差があるのですが、特に私どもの地域においては、いわゆる永住権をお持ちの、ずっと何世代も在日の方がおられますので、そういう部分の対応は自治体でも行うというか、そういうアナウンスも含めてですが、そういうような表現を何か明確にしておくのもいいのかなという、フォローをするということで。

廣井座長

何十年も住んでいる在日の方たちは、照会するときは赤十字ではなくて、役所に行くでしょうね。

南委員

実態としては、間違いなくこちらに来られます。そのときに、この原則論を、その説明はいたしますけれども。だから、原則の説明を事前におけばいいと思いますが、基本的にそれを窓口で役場の人間が言うのもどうかとも思いますしね。

廣井座長

いずれ情報は共有されるわけだけでも。中川さん、何かありますか。

中川委員

日本に住んでいる方は、国籍を問わず全部これに載っかって、日本の中からの対応も日本の役所で全部答える。例えば、インターネットの検索ページのイメージ図を見たら、英語も前提になっているということは、外国人も日本の役所で答えるという前提ですよ。確かに、どこにもそれがわかりやすく書いていないという気はするので、だから、そこが南さんのおっしゃっているのは、外からの入り口は日赤にしる、内側の入り口は日本の役所ですよということをわかりやすくどこかに書いておいた方がいいのかなということだと思います。その辺は、確かに要約にもどこにもないので、わかりやすく書いておいた方がいいかと思います。

事務局

現在の報告書は、法律にのっとって、その辺すべて法律で仕切られてはしまして、外国人は在日韓国人も含むわけですが、外国人が被災者の場合の照会は、例えば外国人が観光客の場合も、日本国内にいる外国人が被災者の場合に照会されてきた場合は、日本赤十字社が消防庁からもらった情報をもとに回答するというふうに書いてございます。書いてありますので、そういうベースで報告書を作成させていただいたのですが、実際問題として、特定のところで在日韓国人の方から照会がたくさん集中することも想定されますので、その場合に、そのようなしゃくし定規な運用だけ、それしか行わないということではいいのかなどうかは、考える余地があるのかなというふうには考えております。

それから、外国からの照会の場合にどうなるかということに関しては、これは法律上決められておりませんので、外国からというのは、日本国内における外国人からの照会は、先ほどのように窓口に来ていただければIDで確認がとれますが、地理的に外国から照会があった場合にはどうするかというのは、今後の検討課題であろうというふうに考えております。

青木（信）委員

原則は赤十字ですけども、そんなことを言って、そのときに役所に来て対応しないわけには絶対いかないので、そのときに市町村役場の対応と赤十字さんとの関係での、お互い情報交換しなければいけなかったり、フォローしなければいけないことの整理というのは、実際には存在すると思います。法制度上も、市町村役場で一定程度の情報提供をすることを妨げる話ではないと思います。赤十字がやると書いてありますけれども、市町村役場が一切タッチしてはいけないということではないと思います。

廣井座長

市町村役場で、在日の外国人の安否について入力をすれば、それは自動的に赤十字のサーバーにも行くわけですか。現状は、市町村と都道府県と国は共通データになるけれども、赤十字はどうなのですか。

事務局

外国人の部分に関しまして、赤十字も自動的に行くようにシステムを構築しようと考えております。

廣井座長

それは、外国人だけという意味ですか。

事務局

そうです。

中川委員

確認ですけれども、多分、先ほど中田委員なんかがおっしゃっていることで、このデータベースに載っからない、例えば少し時間がかかって調べていくような個別の調べ方みたいな問い合わせがあったときに、市町村役場では出てこない可能性が出てくるということはある得るということですよ。だから、その辺は情報共有というのは、このシステムだけではなくて、特に安否が不明の外国人の方なんか、これに載っからないような手がかりを日赤さんが数カ月かかって探されるということが出てきたときにどうするかという話は、またきちんと、これは実務的な運用としては積み重ねておかなければいけないけれども、このシステム上としては、とりあえずどちらも同じデータで動く、そういう理解でよろしいですか。

廣井座長

システム上は、警察、病院、避難所等々で、安否の状況と氏名等々がつかめている人間しかデータに載らないわけですよ。行方不明になった人は、それは情報がありませんと言わざるを得ないですよ。

中川委員

その問い合わせを受けて、実は日赤さんが詳しく今調べていますという話は、「どこの市町村に行ってもわからない可能性があります、外国人の方に関しては、ひょっとしたら日赤さんに詳しい情報がさらにあるかもしれませんので、日赤さんにお問い合わせください」みたいな、そんなイメージになるのですか。

中田委員

一応、御参考までに、前に、我々も大災害時における外国からの安否調査の照会ということで1回経験があるのは、阪神淡路大震災のときに、ブラジルを中心に10カ国くらいから大体1,800件ほどの安否照会があったのですが、ただ、その中の8割くらいは被調査者というのは日本人だったのです。それに対して1,300件ほど回答をいたしました。しかし、実際その辺が、消防庁さんと同じように我々も医療救護であり、物資の配布であり、さまざまな実際の救援活動をやっている中で、なかなか安否調査、独自に行政もそういうデータを持っていない中で、安否調査を行うということがあったために、バイクボランティアを動員して、あちこち個別訪問するなりして努力をしたことがありました。災害時ですらそれなので、武力攻撃時ということになりますと、本当

にボランティアさんの安全を確保しながら、そういうことをしていただけるかというような問題は我々にとっても非常に大きな心配といえますか、懸念でもあると思います。したがって、まさにこれは別の検討会が必要な話なので、これ以上申し上げません。

廣井座長

これは、今のように武力攻撃事態だと、情報の収集に大変いろいろ問題があって、難点があって遅れる可能性が十分あるということは当然書かれていますよね。

事務局

はい。

廣井座長

そして、こういうシステムが作動するまでは、民間のいろいろな安否情報システムに載っかってくれと、そういうことは先ほど御説明がありましたよね。そうすると、特に外国の場合はより時間がかかるということですよ。その辺は書いておいた方がいいのかどうか。

事務局

外国人が被災者の場合も、多分時間はそんなに変わらないと思います。死者の方が負傷者の方の場合は病院、あるいは避難所に逃げている方、全く行方不明の場合は時間がかかる可能性はあるのですが、そこは一応、今回の安否情報の回答の対象に、なかなか避難民という概念に該当しませんので入れておりませんので、そうしますと、法律上求められている事務の対象者の範疇に入っている限りは、回答は日本人だろうと外国人だろうと同じ情報ですので、迅速性は変わらないというふうに考えております。

廣井座長

わかりました。

角南委員

先ほどの情報が24時間とか、すべて集まるまでは民間のサービスで速やかに情報提供する。そのほかマスコミというのは、多分というか絶対、在日の方であろうと、現在たまたま滞在している方であろうと、すべて片仮名標記とか、いろいろわかるもので全部報道していきますので、情報が集まれば、例えば飛行機の事故でも何でも、この部分は外国人だから出しませんとか、そういうことは一切いたしませんので、入った情報は速やかに出していくという立場ですので、その部分では、我々の方で情報が集まれば速やかに提供できるという形になると思います。

中山委員

先ほどの行方不明者の取り扱いで、今まではこの枠組みには入っていなかったのですよね。ただ、よく考えてみますと、例えば今起こっているフィリピンの水害はほとんど行方不明で、それは行政の住民登録とか、そのあたりから多分行方不明ではないかということをやっているでしょうし、ミサイルが飛んできたときもやはり同じような状況が

生まれて、規模は全然違いますが、羽越線のと看に行方不明の方でちょっと論議になったことがありますね。だから、行方不明者をどうつかんで、だれが入力するか - するとしてですけれども、そこまで膨らませるかどうか、逆に入力しても、今度は消去するような作業もまた出てくるので、それを役所がするのか、問い合わせも含めて可能性も入れていくのかといったあたりは、少し大がかりになり過ぎるのかもしれませんが、行方不明者の取り扱いは、一応は検討しておく必要があるかなと思います。といいますのが、病院なんかはそのほかにどんどん繰り返し問い合わせというのは、可能性として来ますので、そのあたりが負担になることを考えると、このシステムの中に入れ込んでしまえば非常に助かるということと言えます。

廣井座長

例えば大規模な武力攻撃事態があった場合、行方不明者の数は大変多いわけですよ。ただ、これは先ほどのインターネットの、氏名を打ち込んで、行政が持っているかどうか、それで、持っていないという扱いしかできないのではないかなと思うんですよ。どうでしょうか、新宿のど真ん中に爆弾をぶち込まれて、死者も行方不明者も当分わからないですよ。土砂災害みたいな、ある程度小さな集落で、どこにだれが住んでいるかという場合はわかるかもしれないけれども。だから、このシステムに行方不明者の仕組みを組み込むというのは、積極的に組み込むのではなくて、役所は持っていないという形で示すしかないと思うのですけれども、どうでしょうか。

中川委員

一方で、多分、否情報に近い格好で、個人名が特定されない段階での情報も病院側から入ってくる可能性はあるわけですよ。負傷者でこういう年齢、格好と。それと、当然名前情報みたいな話がどこかでつながって行って、それをマッチングしていく、その辺もかなり後になってから整理されてくることになると思うのですけれども、同様に、まさに今おっしゃったような、ある程度見える、どうもこの辺にいた人が見つからない、やはり被災しているのではないかなと思われる行方不明者もあり得る。まだ発見されていないとか、そういう行方不明者というのはあり得ると思うので、そういう方はある意味では似たような状況なので、入ってもおかしくないかなという気はしますよね。場合によっては、漠然と何千人という話だと、また難しいかなと思うのですけれども。

青木（信）委員

すべては特定の個人に関する情報ですね。そして、個人が特定できない場合は、厚生省さんも同じようにしていて、本人も意識不明で、わからない。わかるものがなければ、こういう人がこうなっていて、多分年齢もこのくらいの方で、住所地がこの辺の方ではないかという類推情報を出すしかないのです。そういうような個人も存在しないし、存在するかしていないかもわからない、そういうようなことを確認する方法が存在しないので、どうして確認できるかという、どこに問い合わせても自分の家族の行方がわからないという、そちら側からしかわからないときに、どうもこの人は行方不明者ではないかというようなことも含めた、その行方不明を適切に定義してリストアップするというのが、実務上はほとんど不可能に近そうな気がする、この仕組みの外側の共通的な情報としては、だんだん蓄積されてくると思うのですよね。いろいろな照会があ

って、行政情報を持っていないと言うけれども、3日間帰ってこない、何かあったに違いないというようなことの積み重ねで、いわば行方不明ということになってくるのだと思うのですが、この仕組みの中に入れて何かプラスになるかという、少し違うような感じもするので、別の次元でリストアップしていくような配慮を、する、しないということかなという感じがするのですが。

中山委員

そのとおりですが、つまり仕組みに入れておかないと、多分問い合わせが何回も何回もいろいろなところに行われて、全然蓄積されていかないので、例えば役所、それから問い合わせ情報はとにかく可能性としてファイリングしておくというシステムだけつくれば、「あなた、それは問い合わせしていますね。でも、やっぱりわかりませんよ」といったようなことで、あとの負担は軽くなるかなとか、マッチングも含めてですね。それをしないと繰り返しいろいろなところに電話して、それが大変ではないかというのが、病院も含めて思います。

小嶋委員

マスコミでは、連絡がとれない人と行方不明者は分けるわけですが、連絡がとれない人というのは、行方不明かどうかもわからない。この連絡がとれない人という概念が、この中ではどういうふうに使われてというところがあると、問い合わせの圧倒的多数はそこだと思えます、事象によってはですよ。過去のいろいろな災害、雲仙普賢岳の43人のときもそうでしたけれども、ある一定の時間連絡がとれない人ということで、では、マスコミはそれを伝えるのかというと、伝えるケースもあれば、伝えないケースもある。9.11だってそうじゃないですか。連絡がとれない人は膨大な数があった。それを伝えたのか伝えないのか、それは規模にもよるし、ケースにもよる。伝えようと思ってもできないかもしれないとかいろいろなことがあって、必ずしも我々も、こういうケースは絶対伝えます、Aさん、Bさん、Cさんという形で伝えますというふうに決めているわけではないわけです。そうすると、こういうふうに全部を包括的にとらえなければいけない、そうしないと外から見えてわかりにくい、そこの部分のメニューの仕分けがどうなっているのか。そういうものは、本当は個々の発生したときに、どこかで点線なりなんなりを引かなければいけないのしょうけれども、あらかじめどう決めておくのかということがないと、とにかく問い合わせの圧倒的な発生源はそこに最後まであることになるということが心配されますよね。それはどういうふうに整理していくのか。

事務局

その点につきましては、今回のシステムに全部入り込むならそれが一番ベストですが、やはり限界がありまして、それは最初から認識しておりまして、やはり民間事業者とかマスコミ、報道機関の方々とか、171とかNHKの安否放送とか、そういうこととの適切な役割分担を図ってしか全体像は把握できないだろうと我々の限界から考えておりまして、そこが来ますと、連絡がとれない方というのは、やはりNHKの安否放送の尋ね人で、この方と連絡がとれていませんと言っていたとか、171で入れていただくとか、ああいうところの方が役割分担としては適切なのかなというふうには思っております、把握したくはあるのですが、実際に行政側で把握する方法としても

ちょっと見当たらないこともありまして、そうせざるを得ないのかなと考えております。

中川委員

今のは、連絡がとれない方を小嶋委員がおっしゃったのですけれども。もう一つ、行方不明の方という概念があって、私も現場からしばらく離れていて感触を忘れているのですが、警察発表の中で、当然行方不明者と出てくる。どの方を行方不明にするかという基準がきっとあると思うのですが。それも私、これまで余り意識したことはなかったのですけれども、阪神でも行方不明になったという方がいらっしゃる。遺体はあるけれども、だれだかわからないというケースと、それから、遺体が見つからないけれども、そこにいらっしゃったことがわかって、結局行方不明のままカウントされているようなケースもありますよね。行方不明という線引きの仕方の決めがあって、その方が行方不明と決まってしまうと、それは逆に否情報として、事実上亡くなっていると思われるけれども、遺体がわからないで死亡確認ができていないというケースになっているのではないかと思うのですけれども。その辺は、何か警察の情報か消防か、多分警察ですよ、亡くなっている方に類するわけですから。青木委員何かわかりますか。

青木（信）委員

いずれにしても、法律上に根拠がないとできないですね。法律上は死者、負傷者、避難者に特定されてしまっているのだから、行方不明で何日もたっている人を死者と考えるのだということが法的な根拠があればできますけれども、その法的根拠は存在しないから、この仕組みの中で運用しようということ自体は多分難しいですね。したがって……。

廣井座長

例えば消防庁さんも警察庁さんも出している災害統計、災害情報、第何号というのがありますよね。死者何名、負傷者何名、行方不明者何名と。これは今までどおり出るわけですよ。

青木（信）委員

そういうことです。

廣井座長

そこで行方不明者の数は見当をつけるということになるわけですか。

青木（信）委員

そういう意味合いにおいては、一定程度地域の市町村も含めて、行方不明者の実態はある程度把握しているのですね。

廣井座長

私としては、このシステムは、要するに連絡不能者も行方不明者もわからない。市町村、都道府県、国ではわからないですよ。要するにこの方に関する情報は、現在ありません、寄せられておりませんという回答しかできないのではないですか。

中川委員

そうじゃなくて、行方不明と認定されていますというのだったら、その情報は出すべきじゃないですか。否情報に近いと思うので。

事務局

一般的な災害情報のときに、先ほど廣井先生がおっしゃったように、消防庁の被害報の中でも行方不明者というのは出しております。いわゆる災害に関する認定基準というものがございまして、今の定義ですと、行方不明というのは、少し漠然としているのですけれども、当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とするということで、消防ですとか警察とか、そういう共通認識のもとで行方不明ということを経験しております。

中川委員

そういう意味では、死亡の可能性があるというふうに見られているということは、この情報に否情報として載っていかないか……、いつまでたっても家族が心配というか。悪い話ですけれども、どこかで行方不明者として出てきて、多分警察の側なり何なりが行方不明者として認定しているのに、その入力をするなどと言われても、逆に困ってしまうのではないかと思いますけれども。

廣井座長

一つの問題は、先ほど言ったように法律の項目に行方不明者というのはない。そうですね。

青木（信）委員

そういうことです。

廣井座長

死者、負傷者、避難者。「等」というのはあるのですか。

事務局

ないです。

廣井座長

だから、法律的には載せなくてもいい。ただ、サービスの的には載せてもいいのですけれどもね。

中川委員

実際に、例えば災害弔慰金法なんかで、亡くなった方というときに、行方不明者というのは出ないのですか。出る気がするのですけれども。多分、死者と同じ扱いにしているのではないですか。

廣井座長

それは何年かたってからではないでしょうか。

青木（信）委員

死者としてみなす規定は、たしか別に存在していて、いずれにしても、すぐにはならないと思います。

中川委員

逆に言えば、行方不明と出すことを事実上したとして、その段階でみなしているということですよ。死亡している可能性がすごく高いと。

事務局

それは死者とみなします。行方不明者というのは、死亡の疑いのある者です。災害弔慰金ということになると、完全に死者になりますので、そうすると、確認することができないが、死亡したことが確実な者というのは死者として扱うというやり方をしています。

中川委員

ですから、この法の目的からして、死者とは明確ではないけれども、死者として疑わざるを得ないという段階で行方不明の認定を消防か警察かがされるということになったら、このシステムに載っていてもおかしくないのかなと思うのですけれども。今死者として上がってなくて、行方不明者のカウントで事実上亡くなったと思われている。例えば、そこにいたということがわかっているが、極端な話、遺体がきちんと残らないような事態があったときに、それはまだ行方不明としか言いようがないわけですよ。だから、その方はどこにいるかわかりませんという情報では、亡くなった方の御家族だとかに対して、すごく失礼な話のような気がします。情報がありませんというのは。物理的に存在しなくなっているから確認のとりようがないけれども、亡くなっているのは当たり前で明白なのに、その情報がないというのは、とてもやるせないですね。

南委員

自治体の立場から言いますと、これは、先ほどマスコミの委員さんもおっしゃいましたように、連絡をとれない者と行方不明とが、発災当初は絶対仕分けできないと思います。マスコミが報道できないのも、膨大な量になるからです。JRの事故もそうでしたけれども、連絡がとれないというのは膨大な量でした。それが行方不明と認定されるのは、警察が入りまして遺体安置所に行って、身元がわからないけれども、だんだん少なくなってくるのです。たしか最終的に3人に2日目以降はなりました。このシステムは、当初入力する際に、行方不明という項目を、例えば実務的に取り込んでしまうと、ただでさえ速やかに情報をアップする部分が、余計輻湊しまして、きっちり提供すべき情報等の仕分けも難しくなったりするのではないかなという気はするのですけれども、膨大な量の問い合わせがあって、それをすべて記録して入力して管理する。確かに一定期間が終わってから、ある程度絞られた感じの段階では、いわゆる尋ね人情報という感じだと、検索のラインでは生きてくるのかもわかりませんが。

中川委員

連絡がとれない方の行方不明をどこまで入れるかということであって、警察なり消防で行方不明と認定された者についてのデータのみ、否情報の一環として入れればいいだけであって、それ以外の行方不明者については情報がないということによろしいのではないですか。

南委員

それは身元がわからないという意味で言ったのですけれども、認定がされるということになりますと、例えば事故の際でも2日目以降に3人とか、それなら大分絞られてきますけれども、それはある程度オプションみたいな感じではないかなと思いますし。

小嶋委員

ケースによって多分違うでしょうね。レイテ島で今950人の方が土の下に多分いる。では、この950人はどうするのか。こういうケースは、このシステムの中でどう扱われるのか。多分扱いようがないと思うのですよね。行方不明でもない。だから、そのことはうたっておかないと、こういうものについてはもともとこれでは無理なのですということを書いておかないと、一般の人は、とにかく、そこに聞こう、ほかにすぐるところは何もないわけです。NHKだって950人については何もできません。そうすると、どこに行ったらいいかということで、ここに来ます。それについて、きちんとメニューとして書いておかれないと、「あっ、そうか、あてにしてもだめなんだ」と、きっとそれが物すごい数になるわけです。

中田委員

特に外国人になりますと、さらに事が複雑になってきます。日本人であれば、ある程度の文化といいますか、ある程度の諦めとか、そういった価値観が共有できる場所があるのですけれども、外国人はなかなかそうはいかないと思います。スマトラの災害でも一応25万人くらいの方々が行方不明と言われていて、今2万3,000人くらいの方が依然として行方不明という状況になっているそうです。そういった認定といいますか、その扱いというのは、私どもは情報としてはお伝えできるのですが、その認定の責任がまた逆に外国の価値観で、向こうの法律に基づいて、どのオーソリティがどうしたのかというようなところになりますと、それは我々人道機関の扱える範囲を少し超えているというのは事実だと思います。

青木（信）委員

今、小嶋委員が言われたようなことを明確にさせていただいて、そういうことをまず国民にアナウンスもしなければいけないし、留意事項として、この行方不明の問題はですね。

それから、中川委員が言われた、災害弔慰金などを最後にもらうときには、みなすという話はまたありますけれども、それは大分先のことなものですから、この安否を確認したいという段階を超えてしまった段階なので、なかなか1回死者に挙げてしまうということを明確に行政の手でやるということ、この安否がみんな知りたい段階で、3日後とはいえ、ちょっといいかげんな対応もなかなか難しい感じもするのですよね。

中川委員

その段階では、消防なり警察が亡くなったと等しい認定をしているわけですよ。

青木（五）委員

普通、だれだれさんが行方不明ですという形の公表をすることはまずないですね。行方不明者が何名とか、そういう形での公表はあり得ますし、それから、個別の判断でどこどこ地区の何歳の男性が行方がわかりませんというようなことはあり得ますけれども、それは、場合、場合の判断なので、非常に一般化はしにくいと思われま。死者の場合は、かなり画一的に処理していますので、このシステムに載りやすいのですけれども、行方不明者については、そういう意味ではシステム化はしにくい状況だと思います。

廣井座長

あくまで疑いですからね。

小嶋委員

時々、出てきてしまうことがあるじゃないですか。だから、そこは、これは伝えなければいけない、ニュースをつくってしまうことになりまから、結局それですよ、わからない人の扱いというのは。

中川委員

いずれにしろ行方不明の方が生きて出てきたら、ほっておいてもニュースになりますから、実際に認定されていれば。だから、それは別にこのシステムの責任ではない。このシステムの責任ではない部分に関してまで慎重になる必要はないと思います。消防、警察が既に一たん行方不明認定をされている方であれば、その段階でやむを得ない理由があったわけですから、そういうものが一緒に同じように載っかっていてもいいのではないかと思います。特に、かなり局所的でもあって、とんでもないようなことが起こったときに、その方の情報がないというか、わかっているのにないというのは、それは相当つらいなというのが基本としてはあるのですけれどもね。それだけ申し上げておきます。

廣井座長

今、小嶋さんが話したようなことを、ある意味で限界なのかもしれないけれども、役所としては人命救助が優先されるということで、安否情報の仕組みの立ち上げは遅くなる可能性があるし、立ち上げると入力が大変だから、マンパワーの限界もある。そういうことも絡めながら、行方不明者については、回答しないというか、上手に書いていただければと思うのですが。

中川委員

私は個別認定された方については、何らかの形で回答した方がいいと思います。個別認定されて、この方は行方不明だとパッチリわかった場合にはね。外国人の方なんか、問い合わせがあったときに、基本的にはこれに基づいて回答するわけでしょう。そのと

きに、日赤のところで行方不明になった外国人の方をどうやって何の根拠で回答するかという、ここで回答できないと書いてあるときに、回答しにくくなるのではないかと
思うのですけれども、やはり何らかの格好で回答はできる。このシステムでなくてもいい
かもしれないですけれども、何かそれはどこかにないと、まずいのかなと思います。
それは一番大事な否情報の話になってくると思うので。

梶委員

今のことに関係するのですが、33ページ、安否情報報告書の案が載っているのです
けれども、これはなかなか興味深いのですが、2点ほど質問があります。一つは4番目
ですが、この不明・不明・不明、こういうことはよくあると思うのですね。赤い帽子を
かぶった2～3歳児、身長100cm程度。この方は行方不明ではないのです、いるの
です。でも、ネットで検索すると、ありませんとなるのですね。だから、両親が検索し
て、いないとってしまうのですね。でも、保護されている。こういうことは何とかな
らないか。しょうがないのかなとも思うのですけれども。

もう一つ、居どころですが、これは更新していきますよね。帰ってしまった場合には
いいのでしょうかけれども、病院の転送とかという場合に、これは更新はどんなふうによ
っていくのでしょうか。

事務局

更新については、報告書に書かせていただいておりますが、オペレーションを最も簡便
にするために、施設単位で入力をしていただくということにすると、避難所単位で入力
していただく、避難所が変わったら入力していただく。それから、病院単位で、転院さ
れたら入力していただく。それから、警察のところへ行ったら死者になってしまったら、
そこで入力していただくということで、避難所の中においてけがをしたり、避難所から家
に1回帰ってまた同じ避難所に帰ったり、そういう場合は無理なので更新はしない。病
院の中でも、軽症から重症になって、同じ病院にいるときにも更新はしないというこ
とくらいかなと、それが限界かなというふうに思って、そういう運用をしたいと思いま
す。

それから、この子供のようなケースは、身元が判明している場合しかインターネット
検索した場合には該当してきませんので、多分このような方の場合は、公表していく例
が多いと思うのですが、公表して、報道機関を通じて一般的にアナウンスするという方
法しか家族と連絡をとれないと思いますので。ただ、インターネット検索のところには、
身元判明者に限るとか、きちんとわかるように工夫をしたいと思えます。

中川委員

行方不明という場合に、この女の子が死亡していた場合には、行方不明者カウントに
なってしまうわけですね。要するに死者ではあるけれども、だれが死んだかわからな
いので、行方不明者1と、そういうカウントですね。どこのだれだかわからない人が
1人死んでいるという、違いますか。死者はたしか、固有名詞があって死者ですね。

青木(五)委員

亡くなっていれば死者です。

中川委員

死者は死者でしたか。

廣井座長

先ほどの定義だと、死亡の疑いがある者。

中川委員

だれがということになると……、そうですね。死者になるわけですね。

廣井座長

いろいろ議論が出たようですが、いかがでしょうか。

東方委員

今の件は、私も小嶋委員と、それから、原則に基づいてするのがいいのかなというふうに個人的には思っています。違う観点ですけども、資料3の4番のところに書いてある丸三つについては、現在、3月末をもって指定行政機関、指定公共機関の国民保護業務計画をつくっているのですけれども、この観点というは、全く今盛り込まれていないので、タイトな話なので、というのは、国民保護の実施に当たっては、各行政の長あるいは企業が自主的な判断のもとに基づいてその措置を行うということになっているので、今回、ボランティアの扱いというのはどういうふうな扱いになるのかわからないですけれども、指定行政機関が国民保護を実施し、そのための措置を行うときに、この項目の部分も少し都道府県の長は住民の情報の収集に努めること、そして内閣総理大臣に報告するというふうになっていますけれども、この部分を、多分まだ情報の収集に関しての協力を求めるみたいな解釈というのではないと思うのですが、それで、タイトなスケジュールでほとんどの自治体は原案ができていて、私どもの会社もほぼでき上がっているもので……。

廣井座長

NTTさんの業務計画は、今年度末までですか。

東方委員

来月です。来月までに内閣総理大臣に報告するというふうになっているので。

廣井座長

市町村と同じスケジュールですか。

東方委員

そうですね。3月20日前後ということになっているのですけれども。

廣井座長

今年ですか。

東方委員
そうです。

廣井座長
では、都道府県と同じですね。

東方委員
行政機関も同じだと思いますので、こういった部分が、解釈の中で盛り込まれるのか、これからの今回の報告書によって多分指導されると思うのですが、ほとんどの自治体は、こういう新たな契約とか、ボランティア利用ということはないと思っているので、また御指導いただければと思っています。
二つ目は、システムの関係ですが、阪神淡路で30万規模ということで、それくらいの避難民を想定してつくるということで、どこまで考慮してつくるかという、同時アクセスの問題は切りがないので、多分これくらいでつくるのかなというふうに思っているのですが、首都直下だとか、あるいは東海地震のように自然災害の一千何百万人というような規模のものを想定しようとする、非常に莫大なものがあるし、システム的には非常に無理があると思っていますので、起こってしまってからシステム検討すると非常に時間がかかるので、今後の問題ですが、検討に当たっては、逐一大きな規模の災害が起きると、当然すぐには入力がされませんし、アクセス数もふえるのですが、徐々に衰退していきますから、そのバランスだと思うのですが、システム増設ができるように今後机上検討しておくことが必要ではないかというふうに思います。初めからつくる必要はないと思っています。

廣井座長
今のシステムはどのくらいの容量ですか。

事務局
想定次第ですが、スペックも阪神大震災までは耐え得るくらいをとりあえず目標に、というのは、予算も限りがあって、首都圏直下くらいの物すごいものに対応できるようにすると、メンテナンス等も物すごくかかったりして。

廣井座長
先ほどの避難者の32万人くらいですか。

事務局
そうですね。ですが、これは実際に訓練とかもやって、1回動かしてみないとそういうものも変わっていくかなというところもあるので、実際に試験運用もしながら増強等も考えていきたいなと思います。今御指摘の点はあるかなと思っておりますので、そういう将来的な増強も含めてシステムを設計していきたいと思っております。

小嶋委員
今の東方さんのお話と、例えばNHKの立場で申し上げますと、半分まだよくわから

ないのですが、我々も阪神淡路のときは8日間くらい安否情報を継続してやりましたが、例えばこれが本格的に動き始めますと、私どもの役割は、立ち上がりの2日とか、つまりこれが機能を発揮するまでのつなぎかなという議論が組織内で起きております。それはそれで我々も、今のこれは個人情報の観点からも最近いろいろな議論になってきておまして、それはそれでそうなるのであれば時代の推移ではないのかという議論が今だんだん声が大きくなってきているような感じが、率直な意見でございますけれどもしておりますので、この協業というような書き方の中には、そういう意味では、これはまだ入り口ですので、将来的には、本来あるべき役割の分担ということが始まって、例えば将来的には今の形がもう少し整理されていく、その場合には私ども放送でさせていただいているものは、3日目くらいからは機能を変えていくということもあり得るのではないかと感じておりますので、一言、東方さんがおっしゃいましたので、そういうことでございます。

廣井座長

そうすると、放送はかなり変わりますよね。

小嶋委員

そうあった方がいいのではないかとというのが率直な意見でございます。

廣井座長

そういう解釈でいいのですか。例えば一番最初に議論されたときは、家族の近親者の運命を知る権利という話でしたよね。家族からの照会に回答する。ところが今は家族・知人になっていますよね。そうすると、知人も含めてしまっているわけですか。これはどうして変わったのですか。

事務局

知人ということと会社の関係者とか友人等が多いと思うのですが、ここはいろいろな方の、検討会の議論とか地方公共団体との議論も踏まえて、国民的なコンセンサスはどの辺にあるかということのを推しはかった上で、法律上の要請はファミリーズ・レラティブズになっているのですが、そこを、だからといって知人を排除したときにどうなのだと考えたときに、やはり知人というものもある程度ニーズを満たすことが必要なのかなと。類似というとあれですけども、家族に近いような形である程度お答えしていくべきではないか。ただし、提供の情報については、負傷の状況の細かいところとか、センシティブ情報の物すごくセンシティブな情報までは家族にはいいかもしれないけれども、知人にはなかなかというような情報もあるでしょうから、その最低ラインのところの情報に関しては、知人もオーケーというような感じで一応回答の基準としてつくっているところでございます。

廣井座長

そうすると、地方公共団体との議論の結果、こういう形になった。そうすると、先ほど小嶋さんが言ったように、NHKやNTTがまず数日先行して、この仕組みが整ったら、そちらに安否情報は移行するという形になりますね。知人も含めればね。知人でい

いのか、ちょっと心配なところもあるのですが、知人を名乗って債権者がどうのこうのなんていう話を聞いたことがあるのだけれども。

事務局

一応そういうことも地方団体から指摘されておりますので、すべての部分につきましては、一応個人的意思を表明できる機会を必ず付与しております。例えば借金取りが多い方とか、全国にファンクラブが多くてというような方で気にされるような方については、嫌な場合は嫌という意味を表明できるような余地は与えておりますので、その上での回答ということになります。

廣井座長

それは同意が必要なわけですね。同意できるような意識状態にない人はどうするのですか。

事務局

そういう場合は、家族、知人に関しては、そこは公益上の必要性ということになっていきますが、お答えしていく。それ以外の者に関しては、各自治体の判断により、公益上の必要性に照らして、お答えするかどうか判断していくということになります。

廣井座長

当初の議論とここのところがちょっと拡大したところですが、こういう方向でよろしいでしょうか。

それから、この安否情報システムは、今まで、例えば警察情報の発表、病院情報の発表等々の情報提供が住民の安否についてはあったわけですが、そういうものを阻害するものでも何でもなし。むしろ既存のスキームの+として機能するのだということが書かれていますし、一番最後には、これは念押しのような形ですが、資料3の7の一番下、「警察、病院、民間サービス等による従来の情報提供の仕組みに制限を加える趣旨ではないことに留意が必要」ということで、従来システムはそのまま動くのだと、むしろこれは従来システムを補完する - 補完と言ってはだめですかね、+と書いてあるから+と言いますが、そういう存在なのだ、こういう位置づけをはっきりさせておく必要があるのではないだろうかということで、特に今回この部分が強調されましたが、この点については異論はないですね。マスコミの方々も、これでよろしいですね。

ほかにいかがでしょうか。

青木（信）委員

幾つか、お答えも含めた話で、まず、小嶋委員が御指摘の話、NHKなりNTTの仕組みというのはこの仕組みになって変わってくるかもしれないという点に関しては、変わってくる可能性はもちろんあるかもしれないのですが、この報告書の中に何らかの言及をもっと明確にしろという御指摘だと理解しなくてもよろしいですね。我々も、そういうことは変わってくるかもしれないということは頭に置かなければいけないということで。

廣井座長

それはNHKの問題だから。

青木（信）委員

それから、東方委員から言われた、仮に住民の方々が避難所で入力するという事も含めた場合の徹底等に関してですが、正直なところ、この安否の問題に関して、地方団体の国民保護計画作成レベルで相当詰まった議論がなされるところまではまだ行っていないと思うのです。みんな一番先に考えるのは避難の話なものですから、避難をして、移動して、避難所みたいなおところまでがぎりぎりのところで、したがってそこまで行っていない状況なものですから、この報告が出た段階では趣旨を地方団体に伝えていきたいと思ひますし、その過程において、国民の方々に御協力という中に、この安否情報の中に入力という言葉は法文上読めるかどうかは微妙なおところはありますけれども、一般論として、そういうことでお力添えをいただいでやっていくということの方がいいだろうという説明は私どもの方で責任を持って対応していきたくて思ひております。

東方委員

もう1点質問ですが、参考11の個人情報保護法との関係の二十三条ですけれども、有事のときには、個人に特に同意を求めたり、あるいは求めることができない場合には、この二番、四番が適用できるというふうに解釈しているのですけれども、今回の資料の中では、この二番のところアンダーラインが引いてあって、四番のところになぜアンダーラインがないのかを教えてほしいのですけれども。四番の方がまず適用できて、「当該事務の遂行に支障を及ぼす」というのは、行政とかそういう団体が事務処理を行うのに遅くなってしまうということ支障を及ぼす場合には個人に同意を求めなくてもいいというふうに解釈しているのですけれども、四番にもアンダーラインが引かれるべきではないかなと思ひているのですけれども。

事務局

深い意味があつてアンダーラインをしたわけではないのですが、包括的な救済規定にアンダーラインをしたつもりだったので、ほかとの並びのところだけアンダーラインしたのですが、確かに四号でも読める場合がケースによっては多いと思ひますので、四号の適用を排除する意味でアンダーラインをしていないということではございません。済みません、資料のつくりが悪くて。

廣井座長

四号はNTTさんで深い関係があるからということですか。

東方委員

可能性としてあるかもしれないということですか。

中川委員

少し補足しますけれども、個人情報の話もこの中で随分議論が出ていると思うのですが、何らかの形で、神奈川県ではこんなパンフレットをつくっていて、要するに利用す

ることもいいんですよということでパンフレットが作られている。当然、個人情報保護法の趣旨を踏まえてというのは、出さないということではなくて、適切な利用をという意味での個人情報保護法だと思います。もともと個人情報のこの規定で言うところの出しましょうというような、そういう状況が想定される中でこれをどう運用するかですよということがわかるように、もし書かれるのであれば、どこかにそういうニュアンスがあったらよろしいかなと思います。確かに今、社会の方が過剰に反応しているところがあって適切な利用すらしにくくなっている雰囲気は自治体の方もおっしゃるので、どうい書きぶりがいいかというのはお任せしたいと思いますが、書かれた方がよろしいかなという気がするのですけれども。

廣井座長

前にも御説明がありましたけれども、国民保護法と個人情報保護法の関係については、どういう関係でしたか。

事務局

そこは今の御趣旨を満たす表現を随所に相当書いているつもりなので、ちょっと報告書が長いのですが、いろいろなところを読んでいただくと、多分、「ああ、満たされている」と感じるぐらいの記述はしたつもりで、最終的には条例とか法律の所管の団体の判断になるという大原則は法律論的には突き崩せないのですけれども、一応有用性を含んがみて運用してくださいという趣旨では結構書いているつもりでございます。

小暮委員（オブザーバー）

具体的には。

事務局

報告書の20ページの9番の「対外的公表」の(2)以降ですが、できる限り統一的な運用を図っていくことが必要である。そして、公表するかどうかの判断は各自治体が行うことになるかもしれないが、その際は、四つ目の丸ですが、今想定したようなケースが機能しないような場合については公表する必要性も高いでしょうか、五つ目の丸で、厚労省のガイドラインに従って公表することによって家族を探し当てることが可能になると判断できる場合もこのような解釈をとっていく必要性が高いでしょうかという記述等がございます。

小暮委員（オブザーバー）

内閣府オブザーバーでございますけれども、今、中川さんが言っていたことは、私もぜひこの中に入れていただきたいと思います。私どもが入っているのは、災害もありますけれども、要援護者の関係をやっています、もう消防庁にも協議が来ていると思いますが、藤原先生が詳しいのですけれども、そういった適用の問題の関係省庁の申し合わせをしようかというような議論もあって、その中では、これは堀部先生がいらっしやると、いろいろこの前も講演とかでおっしゃっていますけれども、有用性のところをもう少し強調したらどうかというのが今の全体の流れだと思うのです。ですから、こんな裏から書くのではなくて、最初の7ページのところも、個人情報の保護に十分留意はす

るけれども、個人情報保護法自体が個人情報の保護と有効活用の両方を柱にしていますよということは、最初の6ページなり7ページみたいな出だしのところでまず言った上で、やはりこれは有効活用が必要なのだということは前提で言った上で、さらに公表のところであれば、公表のところはなおさらもう一度繰り返して言う必要がある。これでは、要は個人情報保護法的一条の規定の考え方というのはもっと盛り込んでおかないと、特に公表のところは盛り込んでおかないと、適正な運用というのは出さないことだというような誤解が広まっている現在で、私もここが非常に心配です。私が出ているスタンスも、そこが一番気になっているところでもありますので、そこを強調していただきたい。

それから、発言の機会をいただいたので、あわせて。これは事務的に聞いてもいいのですけれども、今御説明のあった21ページの統一的運用という形、それから自然災害のシステムの活用もあるのですけれども、こちらの方で消防庁さんとして今後何かお考えがあるのならば、少し聞かせていただきたい。その辺のところはそれぞれの場面によって違うと思うのですけれども、どんなことを考えられているのかということをお教えいただきたい。多分ここも結構関心が逆に出てくるのかなと思っておりまして、お願いいたします。

廣井座長

2点ありましたけれども、第1点はいいですね。

事務局

はい。そのとおり修文を、そういう方向で、基本的な考え方の中に、有用性の話とか、個人情報保護法的一条を引用して、有用な場合も結構多いということを書いて、それぞれ対外的公表の中にも書いていきたいと思えます。

それから、統一的運用の点につきましては、一応ここで提言させていただいて、うちの省主催の検討会で全省庁を巻き込むことは、これはすなわち多くの省庁を巻き込むことになろうと思えますので、どういう形でそういうことが今後検討されていくのかは、所管の個人情報保護法とか行政機関個人情報保護法の所管の省庁等のお考えもあるでしょうから、その辺の中で今後議論されていくのかなということをお考えしております。

それから、自然災害に活用するという点につきましては、まず考えられますのは、多くの自治体から要望がありますように、このシステムは、国との共有ということに関しましては必ずしも - 技術的に言いますと、市町村のデータは報告キーを押さないと都道府県に行かないようになっていきます。都道府県のデータは報告キーを押さないと国には行かないようになっていきます。そうしますと、市町村、例えば尼崎市で、完結する尼崎市の人だけが見られるシステムとして消防庁の機器を利用することができます。また、中越地震で新潟県と新潟県内の市町村だけに完結するシステム、クローズドなシステムでこのシステムを活用することもできます。そういう運用を希望される自治体も恐らく多いだろうという感触を得ていますので、そういう運用はまずは構わないのかなというふうに考えております。ただし、個人情報保護条例のオンライン結合の関連規定とかをクリアする必要がありますので、個人情報保護審議会等にかけていただく必要は場合によってはあるかと思いますが、恐らく問題ないだろうと思えます。あとは、そういうことをやった上で、さらに情報共有方式、すなわち、みんなで一緒に回答しましょうみたいな方式をやるかどうかにつきましては、いろいろ関係団体で協力し合えるのか、

事務をどこまで協力し合えるのかを相談し合った上でやる必要があるのかなと考えているところでございます。

廣井座長

小暮さん、納得しましたか。

小暮委員（オブザーバー）

このシステムが出てくると、公表も、今問題になっているようなこのシステムで集めた情報の公表になりますよね。そうすると、市町村、都道府県と、それから今度は消防庁が持ってくるというところで、その取り扱いをどうするかということは、今、消防庁は当面考えませんというようなお話だったけれども、やはり情報を持っているところが主体的に考えていかなければいけないのかなと思うので、そのところはスタンスを決めておやりになっていただいた方がいいなと思うのです。恐らく、今まで安否情報というのが災害については統一的なシステムができなかったのも、最終的な情報の取り扱いはどこがリスクをとれるかというのは、警察も含めて多分できなかった。それぞれのところの責任がとれるところがやるということだったのですけれども、今回、感覚的に言うと、かなりパンドラの箱的要素があるのですけれども、あけてしまったところが最後まで面倒を見ないと大変ですよ。あとはどこかが勝手にやってくださいよと言ってもだれもやりませんので、多分警察庁さんも同じ御意見だと思うのですけれども、そこは関心があったときにどういうスタンスで出せるかは整理しておいていただきたいと思えます。

青木（信）委員

今の2点ですけれども、1点目は、これは少し個人情報保護に重きを置き過ぎているという御指摘も含めてありましたが、もちろん自然災害でも要援護者対策は大変なのですけれども、我々、国民保護の事案でも一番重要だと思っているのは要援護者の避難です。したがって、その方々の個人情報のある程度活用しながら、手を引かなければいけない、ストレッチャーを用いなければ避難できない人をどうやってやるかというのが非常に大きな課題でもありまして、国民保護全体の体系から見ると、確かに、今、小暮委員が御指摘の部分も多少あって、そういうことも含めて書きかえたいとは思いますが、ただ、およそ特定個人の話が非常に強調されている報告書なものですから、少し慎重に書いたということだろうと思いますが、一定程度の検討をしたいと思えます。

それから、自然災害の活用も含めて今後の消防庁としての考え方ですが、1億円程度の仕組みですので余り高額なものだとは思っていませんけれども、しかし、この仕組みを入れて使わなければ劣化してしまうということも含めて、適切でないだろうと。したがって自然災害時にも何らかの形で活用すべきではないかというのが消防庁としての基本的な方針です。ただ、この仕組みを入れるには結構いろいろな実験も相当重ねないといけませんので、18年度いっぱいかかるだろうと。システム上、地方団体といろいろな連携の検証もしてみます。そのこともやりながら、自然災害時にどんな場合にどんな運用で、武力攻撃とは違って何に留意しなければいけないかということも含めた検討をぜひ消防庁内でしていきたいと思っています。まだ完全なコンセンサスを庁内で得ているわけではありませんけれども、そういう方向での検討を進めていきたいと思っております。

ます。

中川委員

先ほどのお話をお伺いしていると、当然、国民保護の安否情報のシステムを使った運用実験みたいなことをされなければならないのだと思うのですけれども、そこまでいかない、例えば市町村が避難訓練とかふだんの災害の避難所開設訓練とかをやったときにそういうデータを入れてみる、それは市町村のところだけ入れておしまいとか、それを都道府県に報告しておしまいとか、いわゆる国民保護運用ではないけれども、消防庁のサーバーを借りて自分たちで訓練することが可能であるというようなことを自治体の側に伝えるとか、そういうことを推奨するということはあり得るのですか。

青木（信）委員

十分あり得ますし、現実に国民保護の關係の訓練は来年度も相当な数が予定されております。そうしたときに、このシステムができる19年度以降においては、実際に実働避難をした後にこの安否情報に関してまで訓練するとかしないとかということまで出てくる可能性があると思うのです。そうすると、現実的にいろいろなところで利用し始め、訓練という状況ではありますけれども、訓練の中で使っていくというときに、では、武力攻撃災害でない自然災害があったときに、せっかくの経験を使わないのかということにまたなってくる可能性もあるものですから、できる限り広く使われるような方向で地方団体とは相談していきたいと思っています。大方報告書がまとまる前提で、そういうことも含めて、3月の末に地方団体との意見交換の場を私どもの方で設定させていただいているというのが実情です。

中田委員

外国人に関して、何で赤十字がやっているのかということを変更して申し上げます。これだけのシステムが構築されれば、同じように外国人も行政でできるはずなんですね。ところが赤十字がやっているというのは、今の安否調査でも、朝鮮民主主義人民共和国という、国交がない、国家間での交信ができない中で中立機関としての赤十字がかかわっているという文脈の中で、この武力攻撃事態において、その部分が欠落する可能性があるということでも赤十字が入っているわけです。ですから、国家が崩壊した、あるいは国家が敵対状態になった、しかしながら個人の情報というのは赤十字という機関を通じてことによって紛争の当事者に介入されないという解釈であるのです。したがって、ちょっと安易にと言ってはいけないのですが、自然災害も同じようにということで外国人も来てしまいますと、我々のキャパシティの問題もさることながら、あるいは本来の役割として、紛争時の中立機関としての赤十字の役割が、大災害時の安否システムとしてもそのまま運用できるということではないことだけははっきり申し上げておきます。

東方委員

参考でお話をさせていただきますけれども、我々、全国の自治体に171とweb171をオープンに提供しているのですけれども、年間560回ぐらい、各自治体が行っているのです。そうすると、結果的に毎日あいているということになりまして、171は県単位でオープンにしているから、他の県は見られないのですけれども、web171

1はエリアフリーになってしまっているのですが、携帯のボーダフォンさんもエリアフリー、KDDIとドコモはエリア限定して県単位でやっていまして、それで今回、消防庁さんのものも、560回ということを見ると、各自治体がやりたいと手を挙げたときに、「どうぞ」と提供しようとする、エリアを限定するようなことも考えておかないと、少し社会的問題になりかねない危険性があるかなと思っていまして、web171も、次期バージョンは、東京といたら他の県からは見えないような形にするとか、登録できないような形にするとか、エリア限定のことも考えようと思っておりますけれども、結果的に毎日あいてしまうと、インターネットに接続されていますので世界じゅうから扱ってしまうという危険性があるので、そういった部分も少し検討しておいた方がいいかなと思います。

廣井座長

これは、先ほどのお話のように、いずれ市町村の国民保護計画をつくる段階になると、避難場所とか具体的な避難の手段等々が問題になりますよね。そうすると、先ほどの災害時要援護者対策が大事になりますが、この参考11に、行政機関の個人情報保護法と民間事業者等を対象とした個人情報保護法があって、これは藤原先生にもこの間お話を聞きましたけれども、第八条の4には、「本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき」ということで、かなり情報を公開するというか、個人を守るためには個人情報を出してもいいのだと。ところが、民間事業者の方はかなり厳しくて、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」という規定になっていて、かなり情報を出すのに厳しいということになっていますが、これは国の法律ですが、その後ろに県と市町村の個人情報保護条例、これは大体保護法の前にはできているものですが、例えば新潟県の場合は、生命、身体云々でかなり厳しい。それから兵庫県もかなり厳しい。静岡県は行政機関の個人情報保護法と似ていて、「明らかに本人の利益になるとき」はよろしいと。尼崎市も同じように、「明らかに本人の利益になると認められるとき」はよろしいと。条例にもちょっと違いがあるのですが、むしろこれからの要援護者対策なんかを考えると、行政機関の保有する個人情報保護法の方が要援護者対策等々に関しては有利だし、意味があるし、有効だということで、こちらの方を念頭に置きながら条例等々を運用してもらいたいなんていう議論もしているのですが、こういう条例というのは、国に法律ができて、その法律に照らしてまた条例を見直すということは当然考えられるわけですね。そうすると、むしろこの行政機関個人情報保護法の趣旨に沿った運用をした方がいいというような議論はできないのですか。

事務局

法律も条例も制定時期がごく最近なんです。みんな勢いで最近バツとつくったところがあって、そういうそご等もありまして、多分、細かいところを見たらいろいろそういうそごがあるような規定があったりもするので、諸調整とかというのは今後やっていかなければいけないだろうと思いますし、実際に個人情報審議会等でも、解釈の中でどう考えるのかというのを各自治体でいろいろ御検討されて御議論されているようですので、そういう中でうまく運用に合わせたように解釈を考えていく流れになっていくのかなというふうには思います。

廣井座長

多分、小暮さんが言った、統一的なかじ取りというのはそういうことだと思うのです。

小暮委員（オブザーバー）

今、先生と一緒にいろいろな検討会をやっていますが、条例で言うと、多分これは線が引いていないので誤解を受けるのですけれども、42ページの兵庫県のものも、審議会の意見を聞いて必要があると認めるときとか、本人の利益になると書いてあるか、必ず審議会の意見を聞いて公表できるというようなバスケットクローズが必ずあって、その中で運用すれば、多分……。それもないような条例はほとんどないのかなというのが、今調べている限りです。だから、そちらの審議会の意見を聞いてというところで制度をつくっているのだから、その中で、こういう場合は出していいと、要援護者みたいなものがあるのですけれども、そういう場合はいいという運用をきちっとやりなさいよというのをこちらの方でやりたい。

それから、消防庁というか総務省さんをお願いしたいのは、先ほど言いましたように、今ちょうど、これは藤原先生なんかがかかわっている、個人情報の扱いの運用についても議論があって、多分、地方団体についても何らかの通知なりも出してくると思うのですけれども、これは消防庁ではなく自治行政局になろうかと思いますが、その中で、これは災害の方がメインになるかもしれませんけれども、そういう観点から、実際の運用だと思うのですけれども、それについての留意をあわせて……。防災とか国民保護部門ではなくて、個人情報保護部門の方でぜひやっていただけるとありがたいなど、最後の方は要望でございます。

廣井座長

そうすると、個人情報保護審議会の意見を聞いて、もう少し締めつけをやわらかくする。

小暮委員（オブザーバー）

そういった中で、尼崎市等は何かやっているかもしれませんが、余りシュリンクしないで、必要なんだということを言ってやればいい。よほど審議会の方が御理解いただけないような場合だと困るのですけれども、そこはちゃんと理を尽くしてやれば、一切出してはだめという原理原則的な少し偏った理解をされている委員さんがいたら、ちゃんと説得してやってほしいというのが本音で、こんなのは議事録に残せる話ではありませんが、そういうことをやれば、多分、条例を改正するということはしなくてもできるかなと思っております。

廣井座長

わかりました。

ほかに御意見ありますか。

中山委員

自然災害に戻りますけれども、2点ですが、皆さんも、それから最初に私が申し上げ

たと思いますけれども、これが単なる武力攻撃だけに使われるのではもったいないし、余りに極端な話というか、まず起こらないようなことだけでは訓練もできにくいということもあって、やはり自然災害レベルも入れていくべきだと。一つは、これも申し上げたのですけれども、内閣府と申しますか、病院としては、厚労省のいわゆるEMISという広域災害救急医療情報システムというものの整合性というか、ある程度データのやり取りといったものができるようにしてやらないと、病院が、こっちも入れないといけない、こっちも入れないといけないというのは非常に負担になる。せめてデータの吸い上げとか、そういったことが技術的には考えられるのではないかと。今、厚労省の方も更新を考えているようなので、そのあたりの情報交換をしていただければというのが、前も申し上げましたけれども、少し気になっているところというのが1点です。

もう1点は、自然災害で使っていくに当たって、資料3の4の災害ボランティアその他の入力での応援というところで、もう一つ、47ページを見ましても、それから、先ほど、地方公共団体が入力してそのレベルで押さえることはできますよというお話もありましたが、この枠組みのトリガーと申しますか、スイッチを入れられるのはだれなのかというあたりが書かれていると思うのですけれども、そこをちゃんとしておかないと、お金のことも含めて、例えばボランティアへの費用のこととか、それは訓練のときにはどうするのか、包括しておくのかというあたりを含めて、例えば、最初の入力のあたりは非常に忙しくて、それを国全体に広げるのか広げないのかといったあたりのデザインをどこがするかといったあたりはどこかに書かれているのですか。うまく説明できなくて申しわけないのですが。

青木（信）委員

要するに、対象となる事態になったらやるということですよ。その対象となる事態というのは国が決めるということです。

中山委員

地方公共団体は、とりあえずスタートした場合に応援が欲しいという状態は、自然災害も含めればまああると思うのですけれども。

青木（信）委員

自然災害にどう使うかはまた別途の議論が要りますけれども、この武力攻撃事態においては、この場合は使ってくれというメッセージを明確に国が指示して動き出すということです。

中山委員

自然災害については現時点ではわからないということですね。

青木（信）委員

来年度しっかり検討したいということです。

小暮委員（オブザーバー）

やってみると、これは消防庁さんの防災課の方がいいのでしょうかけれども、武力攻撃

と自然災害の場合に基本的に違うところは、国民保護になると国の責任で全面的にやるということなのですが、災害の場合は、災対法なり基本計画でも、一義的にはやはり住民に一番近い市町村がまずやって、そこでできないことを広域的な県がやって、複数の県にわたる場合に国もやりましょうということで、補完関係が明確になっているのですね。ですから、トリガーを引くのは国ではなくて、一義的にはやはり市町村になってくるとというのが、自然災害と国民保護で違うので、そこも踏まえた上でどう運用するのかなというのはあるのですけれども、先ほど言ったのは、そうは言っても、このシステムをやってしまうと、どちらにしても情報が集まってきてしまう。そこをどう扱うかという問題は、集めたところが考えておかないと結構大変ですよという趣旨で言ったつもりです。ですから、そこは、青木室長が話しているように活用なんですけれども、国民保護と自然災害はそこが根本的に違う。国が全責任を負うのか。あとは費用負担の問題も、多分災害になると、国が応援できるかどうかは災害基本法とかでできる場合が、きょうは赤澤さんがいないのでわかりませんが、一部あるかもしれませんが、原則としては、一義的にはまず自治体があって、あとをどこで拾っていくかという話だと思います。

中山委員

もう1点だけ素人質問ですが、波状攻撃ですね、例えば広島・長崎といったのがどんどん来た場合に、このシステムは次々と来るそういったものに対応できるということですよ。

青木（信）委員

はい。

中山委員

繰り返されるのであれば、何とかなるであろうと。

青木（信）委員

武力攻撃事態ということは、そういう何力所かで起きるということを頭に置いているからこそ全国的な仕組みになっているというイメージではあります。そういうことがあってほしくはないわけですが。

宮地委員

先ほどの東方委員とか青木委員の発言にも絡んでくるのですけれども、避難住民の協力、あるいはボランティアの協力に関しましては、国民保護法上は、これは皆さん御存じのとおりだと思いますが、必要な協力をするように努める、また、あえて自発的な意思にゆだねられるということが書かれておまして、恐らくこの協力の位置づけは、今回のこの検討で協力について何ら新しい領域を生み出すものではないと思っておりまして、その意味ではその範囲内の話だろうと思います。その意味では、都道府県の計画なども、一般的にそういう協力を求めるようなことについては書かれているだろうと思いますので、新たに新しい部分で業務が都道府県の計画などで何か出てくるということではないと思いますが、さらにそれを具体化していくことはあり得るだろうと思います。

中川委員

災害の関係で、ちょっと前の話の続きで申しわけないのですが、これを来年検討されると思うのですけれども、国民保護の運用だけでなく、ふだんの災害の訓練のときに使う、最終的に消防庁までのスイッチを入れない前の段階でこのシステムを使うということの運用費。というのも、当然システムができて運用されているわけですから、それは国民保護の費用で出ているけれども、自治体などが国民保護のレベルまで入れない段階で使うことができ、実際にシステムとしては動いている。それをどんな格好で使えるようにするか細かい部分は来年考えていくということでしょうけれども、今のところは、それを何らかの議論の形で考えておきたいのですが。

実際、訓練だけでなく災害時のときにもそれができるようにする。そのトリガーを引くのは、多分、先ほど小暮さんがおっしゃったように、そこを使わせてくれというのは市町村のレベルからこれを使う、都道府県もこれを使うという話になるということの流れでよろしいのでしょうか。

事務局

そのとおりだと思います。

廣井座長

時間が過ぎてしまいました。まだいろいろ御意見があろうかと思えますけれども、特にこれは言っておきたいという御意見がなければ、これで終わりにしたいと思えます。

どうでしょうか。本検討会の議論も、きょう、マイナーな修正をしてくれというのはありましたが、キーポイントの部分については大体御了承いただけたと思えます。本日の意見を踏まえて修正すべき箇所が多少あると思えますが、これは座長一任ということにさせていただいて、本検討会はこれで終了したいと思えますが、それでよろしいでしょうか。

青木（信）委員

先ほど、特に行方不明者の話もありましたので、「行方不明者」という言葉はこういったところに出てこないわけなので、その取り扱いが事実上難しいということも含めたシステムでの取り扱い、したがって、システムでそれを取り扱う以上は、その問題は現場ではどのような留意をしながら対応しなければいけないかということも含めて書き入れた上で委員の先生にメールなり何なりで送りまして、それで意見をいただくなり、多少の調整をした上で座長にお諮りするという手続をとらせていただければと思います。

廣井座長

では、そういうことにさせていただきます。そういうことでお願いいたします。

中山委員

小さいことですが、質問として、答えは別に今でなくていいのですが、別添1と別添2の安否情報の用紙ですが、別添1と別添2が1枚にならないかということと、例えば西暦で記入するのかといったようなことも統一しておいた方がいいような

気もしますし、それから、法律的にわからないのですけれども、サインとか判こが要る世界ではないと思うのですけれども、記入した人と、これがそうですよというか、何かサインぐらいの欄が要るのではないかなと、細かいですけれども、ちょっと思いましたので、検討してください。

廣井座長

それでは、そういうことで、修正をして皆さんにお配りして、ごらんいただいたものを私のところで最後に修正するというような形にしたいと思います。

それでは、これで検討会を終わりにしたいと思います、最後に事務局からお願いいたします。

青木（信）委員

本当に難しい課題でありながら、委員の先生方に真摯な御議論をいただいたことを本当にありがたく思っております。本来ですと、小林国民保護防災部長がこの場であいさつをする、本人もごあいさつしたいと言っておりましたが、どうしても出張業務で本日この席におりませんでした。先生方にぜひよろしくお伝えしてほしいということであり、御議論の内容というのは、私ども、この問題に対処するにとどまらない、非常に深い御議論をいただいたというふうに思っております。したがって、今後このことの運用に関しても、また、このことから広がっていく部分の仕事、または自然災害対策でどう運用していくかということも含めた部分について随分御示唆をいただいたと思っております。そうした御意見を生かしながら対応していきたいと思っておりますが、まだ最初のできるシステムでありますので、運用を始めても課題が出てこようかと思っております。その際に、場合によっては委員の先生方に個別に御報告なり御相談させていただくこともあろうかと思っておりますけれども、そうしたことも含めて今後とも御指導いただきますことをお願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。どうもお世話になりました。ありがとうございました。

廣井座長

それでは、これで本検討会を終了したいと思います。どうも貴重な御意見をいろいろありがとうございました。